

2022（令和4）年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部  
へき地学校教育支援事業 募集要項

この事業は、教育文化事業規程第1条に基づき、交通条件及び文化的諸条件に恵まれない離島その他の地域に所在する学校の教育内容を充実することに寄与貢献する教育振興事業です。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

2. 募集対象

「へき地教育振興法」に基づいた指定学校のうちへき地等級2～5級の学校を対象とします（ただし、東京支部では、島しょ地区にある小・中学校・高校および特別支援学校とします）。

（註）各校への助成は5年間で1回限りとします。

3. 期間

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度までの5年間とします。

4. 対象事業

(1) へき地学校がもつ課題に対して研究・活動を行う事業

（例 少人数・小規模校における効果的な授業方法、意欲的に学ぶ子どもを育てるための指導研究）

(2) へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業

（例 ICT教材、体育用品の提供）

(3) 地域や保護者、近隣の学校および各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業

（例 運動会、公開授業、学芸会、各教育団体等との協賛事業）

（註）東京支部が毎年募集している「一般教育研究助成事業」とテーマが異なる場合は、合わせて応募していただくことも可とします。

5. 応募条件

選考基準に基づいた研究・活動や事業を年度内に行う予定のある学校とします。

6. 助成金額

1校あたり10万円以内（予定）とします。単年度の総額で約100万円（10校程度）

を予定しています。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費（外部講師の謝礼は可）
  - (2) 学校の一般管理費（例：公共料金の支払い等）
  - (3) 懇親会等の飲食費
  - (4) 研修参加費・旅費交通費（外部講師の交通費は可）
  - (5) PC/タブレット、PC 周辺機器等の汎用性の機能を持つ物品の購入  
（ただし一定の要件を満たせば助成対象の品目に含めることができます。  
下記 7. 汎用性の機能を持つ機器について を参照してください。）
  - (6) その他事業に関係ない講習会費
- ※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

#### 7. 汎用性の機能を持つ機器について

上記 6. 助成金額の(5)のとおり PC/タブレット、PC 周辺機器等の汎用性の機能を持つ物品は、原則助成の対象外となります。

ただし、「へき地学校教育支援事業」において、汎用性の機能を持つ機器が助成額の範囲内で購入でき、かつ、学校が掲げる本事業に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成の対象品目に含むものとします。これらの要件に該当し助成により購入を予定する場合は、その見積書（金額、購入先）を添付してください。

#### 8. 募集期間 2022（令和 4）年 4 月 1 日（金）～2022（令和 4）年 6 月 30 日（木）

#### 9. スケジュール

2022（令和 4）年 7 月 選考を行い採否の結果を通知します。

#### 10. 応募方法

- (1) 申請書を日教弘東京支部に提出します。  
（申請書は東京支部ホームページより取得できます）
- (2) 締切は 2022（令和 4）年 6 月 30 日（木）必着とします。

#### 11. 選考

- (1) 選考方法
- ① 東京支部教育振興事業選考委員会の選考後、助成対象校を決定します。

## (2) 選考基準

- ① 事業の適正性 助成の趣旨と合致しているか
- ② 事業の必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているか
- ③ 事業の公益性・社会性 地域や保護者等に対して有益であるか

## 12. 報告書の義務等

対象校は申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には必ず領収書を取り、後日「報告書」に添付し提出してください。

報告書の提出については、対象者に別途お知らせします。なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。

## 13. 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

## 14. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

## 15. 提出先及び問い合わせ先

〒102-0074

東京都千代田区九段南 2-6-8 都教弘会館  
弘済会東京支部 へき地学校教育支援事業係  
TEL 03-5210-4201(代表) FAX 03-5210-3953  
URL <http://www.nitkk.com>

